

省内事業仕分けにおける仕分け結果

(事務・事業)

厚生労働省省内事業仕分け（検査所）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 検疫衛生業務

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 2人		

<具体的な意見>

【⑥事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・業務の拡充は必要であり、予算増も必要。その際には事前対策も含め、多角的に体制を整備すべき。
- ・将来の条件変更（ex.羽田空港24H化）をふまえて、必要人員を明確にすべし。
- ・今の体制を前提にした目標では不十分ではないか。新型インフルエンザの対応についての検証も、さらに広範な専門家や自治体関係者も含めて深める必要があると考える。
- ・実態として人員が足りているとは思えない。感染症対策が現在の危機管理の最重要課題だと思う。管理部門は見直しして、検疫官は増やすべき。

【改革案は妥当】

- ・平時の体制は良いが、戦時（event発生時）の体制・対応について、本省での検討が必要。現場は問題ないとする。現場での自律機能の明確化が必要（本省の問題）。

○ 輸入食品監視業務

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	6人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 0人		

<具体的な意見>

【⑥事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・業務の拡充は必要であり、予算増も必要。その際には事前対策も含め、多角的に体制を整備すべき。
- ・必要な検査件数の増加をふまえた必要人員や必要な検査機器、建屋等の増を明確にすべし。
- ・増員、予算増額が必要である。
- ・今の体制を前提にした目標設定では不十分だと考える。
- ・生産国(輸出国)対策が重要。商社等(輸入業者)にさらなる義務を課すことも重要。「川上対策」の再検討をお願いしたい。
- ・添加物など複合的に作られていて、特定しにくくなっているのでは。人員や設備など、もっとお金をかけるべき。

組織・運営体制

改革案では不十分 5人	
改革案は妥当 1人	

<具体的な意見>

【改革案では不十分】

- ・一層の組織の効率化は必要。
- ・将来あるべき姿を明確にすべし。
- ・クライシスマネジメントに対する本省と検疫所との役割分担を明確にすべきである。
- ・目標設定を明確にした上で、今の体制自体を見直す必要があるのではないか。
- ・危機管理の最前線にあり、重大な事態の発生が予測される時に、その情報発信・警告の発信は重要である。感染症法に基づく役割は、それぞれ決まっているが、組織を充実し、検疫所が主体的に迅速に指示することができるような役割と権限を付与すべきと考える。

厚生労働省省内事業仕分け（派遣事業等指導業務）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 3人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	3人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 3人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・ 将来の派遣社員数の減少、派遣会社の横ばいという状況の中で、違反は増加傾向にあるが、より厳しい対応をとることにより、当該業務量は減少する。これを前提として要員計画を再検討すべし。
- ・ 国でやるべきなのか。地方へ移管できるのかを再考すべき。地方への移管を考えるべき。需給調整指導官のスキル向上策のさらなる検討及び必要な措置を引き続き行う。
- ・ 派遣労働者数がH19 381万→H20 399万→H21 230万と減っていく中で、指導官の人数を見直すべきである。雇用の安定という目的に向けて、ルールの明確化と教育にも注力し、一度仕事を持った人が職を失うことがないように尽力いただきたい。

【改革案は妥当】

- ・ 需給調整指導官の増員に関しては、検討の余地があるのではないかと。現状の要員でパフォーマンスを上げるべきと考える。
- ・ 個人的には不正規労働の規制強化には反対であるが、所管官庁が違法行為を摘発するのは当然の義務である。しかも、この仕事は極めて労働集約的と考えざるを得ないので、ほとんどが人件費に消えるのも当然。効率化は当然であるが、法による規制を導入している以上、必然的に要する経費である。
- ・ 働く側の立場に立った、正社員、派遣社員の仕事の内容の格差が無い体制を整えていただきたい。先日、NHKラジオ番組（若者の夢特集—仮題—）で、ある若者の夢は「正社員になることです」と聞いて愕然としました。現在の労働環境を象徴する一面を垣間見たような。行政主導により大多数の若者に希望の持てる労働環境構造（派遣縮小）に変革願います。それが我が国の繁栄継続と信じます。

厚生労働省省内事業仕分け（労働保険適用・徴収業務）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 労働保険適用業務

改革案では不十分	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	1人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が実施する必要はなく、その他の実施主体が行う (具体的な実施主体:)
	2人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当	3人	

<具体的な意見>

【②国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する】

- ・ 事業所が存在する地方公共団体に委託した方が、現場に近くて良い。

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 現存事業者でありながら保険料をはらっていない事業者に対して、サンプル調査を行うなど実態把握し、適正な適用業務を行うべきではないか。
- ・ 将来の計画は、定量的に策定するべし。

【改革案は妥当】

- ・ 資料P2の数字が正しいとすれば、良好なパフォーマンスと言えよう。今後は何をさておき、口座振替を増やすことが課題であろう。
- ・ 現在の景気では大多数の中小企業事業者にとって保険料負担は、少しでも下げることが可能であれば、それに越したことはない。また、景気の変動により下げられる仕組みを行政側も再構築されたし（保険料負担が継続経営の重荷の事業者にとっては朗報では）。自分のような労働者側からも今まで無関係だった労働保険内容を勉強して経営者側に色々、提案していきたい。

○ 労働保険徴収業務

改革案では不十分	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が実施する必要はなく、その他の実施主体が行う (具体的な実施主体:)
	4人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当	2人	

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 外部委託化・非常勤化等によって、適用徴収業務が効率化できるかは疑問。もう少し具体的な目標や手法について開示すべき。
- ・ 将来の計画は、定量的に策定するべし。
- ・ 他機関との連携及びITの活用により、さらなる要員、費用の削減が必要。

【改革案は妥当】

- ・ どのみち100%の徴収は無理である。浮沈の激しい零細事業場を含めて97.0%の収納率は立派であるが、漸減傾向であることが懸念されるので、この水準に維持することが望まれる。
- ・ 小規模事業主で違法手続きをしている者に、さらなる厳しいチェック体制を実施願います。近い将来100%振込を義務付け願います。

厚生労働省省内事業仕分け（職業安定行政関係業務システム）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 5人	0人	① 事業を廃止
	5人	② 事業は継続するが、更なる見直しが必要
		(以下、複数回答可)
	1人	②-1 実施方策の見直し(開発計画の見直し等)
	3人	②-2 予算の削減
	3人	②-3 調達方法の見直し
改革案は妥当 1人	3人	②-4 その他()

・ユーザーの使い勝手（求職マッチング）が最大となるように、良いシステムにしていきたい。満足度調査をしながら進めて欲しい。

【改革案は妥当】

- ・システム更新時のランニングコスト大幅減は必須。
- ・システム受注企業の落札過程の公開化を実施して欲しい。
- ・節約したランニングコスト費でハローワーク、求職者検索端末の更なる汎用化（携帯や個人パソコンで現状より、さらに見やすくなる）を推進して欲しい。

<具体的な意見>

【②-1 実施方策の見直し（開発計画の見直し等）】

- ・クラウドコンピューティングも踏まえた対応も今後視野に入れるべき。

【②-2 予算の削減】

- ・平成23年度からの新システム導入が決まっている以上、今更どうしようもない。しかし、年間600億円の予算はすさまじい額である。メンテナンスにも経費の支出が予想されるが、その削減の方法を考える必要あり。
- ・更なるコスト削減のための対応をすべき。
- ・平成23年度の追加開発費用が多い。精査の上、削減すべきと考える。

【②-3 調達方法の見直し】

- ・一者応札を避ける努力を行い、調達の透明性及びコストダウンをはかる必要があるのではないか。
- ・実質的な競争入札を実施すべし。

【②-4 その他】

- ・サービス向上の観点もシステム開発に入れて欲しい。
- ・厚生労働省で優秀なSEを雇用すべし。

厚生労働省省内事業仕分け（労災保険業務）
仕分け人（6名）の評決結果

「(財) 労災保険情報センター」の人員は「680人→152人」に大幅減少し、業務も限定されることから、廃止すべし。

○ 事務・事業

改革案では不十分 6人	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	人	② 国が直接実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が直接実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が直接実施する必要はなく、その他の実施主体が行う(具体的な実施主体:)
	6人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など）】

- 「(財) 労災保険情報センター」の集約に際しては、仕事のフローを抜本的に見直し、外部委託も含めた、更なる削減を考えるべきである。支払事務はオンラインの活用により、さらに効率化を高め、大幅な要員削減を検討して欲しい。非常勤職員が、1年契約という不安定な立場であり、国民の福祉サービスに直接結びつく他の領域での雇用の創出を考えて欲しい。
- レセプトのオンライン化を見据えた更なる効率化計画を策定すべき。「(財) 労災保険情報センター」の残りの業務への委託（貸付等）についても見直すべき。
- 長期給付の積立金が適正なのか、国民に分かりやすく説明すべき。レセプト事前点検を委託している「(財) 労災保険情報センター」について見直しを行うべき。
- 労災診療相当額貸付も「(財) 労災保険情報センター」に補助をするのではなく、国が貸付して集約したほうが、管理費等が削減できる可能性があるのではないかと考える。標準処理期間の短縮に一層の取り組みを求めたい。
- レセプトの全数検査の実態を把握し、ダブルチェックが必要かどうかをチェックすること。国に戻した場合の「合理化経費5億円」は少なすぎる。診療費貸付業務についても、実施主体を別途検討すべきである。結果として、「(財) 労災保険情報センター」は廃止すべきである（廃止でなくても縮小化する場合は、事務経費を徹底的に削減すべきである（事務所賃借料・役員数・給与レベル））。

厚生労働省省内事業仕分け（安全衛生指導業務）
仕分け人（6名）の評決結果

いて、早急に廃止すべき。

○ 事務・事業

改革案では不十分 6人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	6人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)】

- メンタルヘルス等の業務拡充の必要性は認めるが、民間の取組の進展も踏まえ、既存業務・組織については、一層の見直しを行うべき。
- 機械、建設工事等による労働災害から、メンタルヘルスへの質的な転換が必要。勤務問題要因の自殺者数を減らす目標を定めて、事務所の指導強化(量と質)を進めていただきたい。労働局と監督署の仕事の内容とプロセスを「棚卸し」して、他機関との連携やIT活用も含めた大幅な効率化をしていただきたい。
- 労災防止指導員制度は、現状ならば廃止して良いと考える。ただし、メンタルヘルス対策を強化し新しい制度にした上で、飛躍的に充実させて、安全衛生指導の中核にしていくという選択もあるかもしれず、「何となく削減」ではなく、今後の方向性を明確に。労働災害をめぐる状況が質も量も大きく変化しており、「本省-労働局-監督署」の行政体制も含めて、施策全体の思い切った再編成が必要なのではないか。
- 「本省-労働局-監督署」の各共通業務については情報の共有、データ管理の一元化により、業務効率化を図るべきである(仕事があって人数が決まる)。罰則規定がないとしても、悪質な企業には強く指導していただきたい。労働者の災害に係る施策であるので、事業そのものは継続すべきである。資質の向上について、各職員は国家資格・民間資格も含めてチャレンジし、堂々と民間の仕事に貢献していただきたい。
- 「労働局」で担っている業務については「本省に移すべき」業務、「監督署に移すべき」業務及び「廃止すべき」業務に整理し、労働局での業務は廃止すべし。
(都道府県別の分析や計画→テーマ別の分析や計画へ)
- 地域産業保健センター事業について、事業主負担を求めるべき。労災防止指導員につ

厚生労働省省内事業仕分け（雇用管理指導業務）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 6人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	6人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 0人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の縮減、他機関との連携促進など)】

- ・ 高齢者雇用に関して、60～65歳の働く意欲のある人が、ニーズに応じて仕事につけるようにもっと効果的な取組みをすべきと考える。法律との関係にもなるがパートタイム雇用などを含めて、希望者全員の雇用を早期に目指すべきと思う。アメとムチを使い分けて、強力に進めていただきたい。
- ・ 障害者・高齢者雇用共に施策の効果を上げるための具体策を強化すべき。
- ・ 事業主の責務として高齢者・障害者の雇用を実施する仕組みとすべき。そのためには、インセンティブとペナルティを明確にすべき（保険料率に取り組みを反映させる・基準に満たない場合は負担金を課すなど）。
- ・ 雇用状況報告等経費は、システムの見直し（データベース構築）でもっと削減できる。見解の違いはあるが「70歳まで働ける企業」創出事業は不要である。もっと若年層の雇用確保に全力を尽くすべき。全体予算を障害者雇用にもっと軸足を移して実施して欲しい。
- ・ 「70歳まで働ける企業」創出事業はさらに大幅に削減してもより効果を上げる方法はあると考える。障害者雇用について、より強く企業の社会的責任を求める必要があると考える（企業名公表を含めて）。55人以下の企業への障害者雇用を進める施策も強化していただきたい。
- ・ 高齢・障害者雇用支援機構の「相談・援助等」業務との関係が不明確なので整理すべし。「労働局」と「安定所」の仕事の区分が不明確なので整理すべし。

厚生労働省内事業仕分け（雇用保険業務）
仕分け人（5名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 2人	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	人	② 国が直接実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が直接実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が直接実施する必要はなく、その他の実施主体が行う(具体的な実施主体:)
	2人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要(事業の一部外部委託化、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 3人		

<具体的な意見>

【⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・類似業務を徹底的にチェックし、無駄を省くこと。
- ・費用対効果のさらなる見極めが必要。雇用保険加入促進のためには、小規模事業所といえども顧問社労士を義務づけることが効果的。

【改革案は妥当】

- ・社会保障制度が充実するに従い、複数の保険制度並びに支援事業が相互に関連してくるので、重複事務等の課題とその解決策を、ナレイティブなデータベースとして活用することが必要ではないか。
- ・失業者の生活を支えるために重要な制度。本来必要な人にきちんと給付がされるように、さらなる給付事務の質の向上に努めていただきたい。業務の進め方に関しては、類似事業との重複を避けて、効率を高めていただきたい。
- ・自分の経験では、待ち時間は今でも長いし、駐車場に入る際や、電話をしたときの音声コールで待たされる時間も長い。求職者、求人者にとってよいサービスの向上を望む。

厚生労働省省内事業仕分け（労働基準監督業務）
仕分け人（6名）の評決結果

って、法令違反になっても行うべき

○ 事務・事業

改革案では不十分 3人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	3人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 3人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- 重点課題に沿った監督業務のレベルアップと効果の見極めに努め、さらに労働環境の向上に努めていただきたい。特に長時間労働については、もう一步踏み込んだ監督を行い、ワークライフバランスの改善に貢献して欲しい
- 業務内容（質と量）の変化に見合って職員数を考えるべきであるが、その点の検証が不十分である。早急に分析し、今後の体制の検討に反映すべし
- 労働に起因する問題の質が変化している中で、単に効率だけで仕事を判断することはできない。質の高い、社会に相応する仕事を行ってほしい。
労働局の集約化は必要である。また、問題が複雑化するのであれば他の行政機関との連携が必要ではないか

【改革案は妥当】

- 改革案にある労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底について、効果ある方法にて実施していただきたい
- 申告処理について繰越しなきようスピーディーな処理を。事業者サイドの事情説明をどう新たな施策として反映させていくかが必要
- 法令違反の見識のない使用者や労働者保護の仕組みを知らない労働者の存在、法令違反について「声をあげられない」労働者の存在に対する解決策として、文部科学省の協力を要請し、中学校・高等学校の教育要項の中に労働関連法規に関する授業や職場見学を入れるべきではないか。
公務員型独立行政法人から、非公務員型独立行政法人に移行する「国立病院機構」等の監督・指導を的確に行っていただきたい。一時的に医師・看護師不足が明らかにな

厚生労働省省内事業仕分け（職業紹介事業）
仕分け人（6名）の評決結果

山井政務官のおっしゃるとおり、サービス向上等、より大切な方に目を向けて取り組んでいただきたい。

○ 事務・事業

改革案では不十分 5人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	1人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:広域自治体)
	4人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【④国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる】

・ 雇用は重要な国家課題であるが、国家は統計を確保することに専念して、紹介事業は国民に身近な地方政府にまかせてよい。地方政府とは現在の都道府県ではなく道州制などのように8～10カ所程度に集約すればよい。全国的情報の提供はネットで十分対応できる。また雇用保険業務との一元的管理も可能なのではないか。

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・ 雇用環境が悪い中で、就職機会の創出に努力されていると思うものの、さらに求職者・求人者の満足度をきちんと調べながら、プロセスや業務内容の改善に努めていただきたい。また、職業教育や、トランポリンセーフティネットなどを含めて、トータルで労働市場がプラスに回るような役割として、さらにうまく機能することを考えていただきたい。
- ・ 求職者本人が気づかない適性があるかもしれないので、農業分野・漁業分野・林業分野第一次産業分野へのシフトの誘導等のできる人間力に溢れた担当相談員の養成をすべき（隠れ逸材が発掘出来る環境を）。
- ・ 職員を増員すべきである。西欧並みの職員数にすれば何十万人の雇用が公共職業安定所に生まれることになる。全国的なネットワークは維持しながら、ハローワークの業務を都道府県に移すことも検討する価値があると思われる。
- ・ 効率化するべき業務に係る人員は減らすべきだが求職者支援制度など強化が必要な場合には積極的に必要人員は確保すべし。その為には、過去のデータ、将来の予想データを明確に分析、検証して関係者を説得すべし。

【改革案は妥当】

厚生労働省省内事業仕分け（毎月勤労統計調査）
仕分け入（4名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 3人	1人	① 事業を廃止
	1人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる。
	1人	③ 国・都道府県ではなく、調査事務を民間に委託する
	3人	④ 現行方式で実施するが、更なる改善が必要
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【④現行方式で実施するが、更なる改善が必要】

- ・オンライン化を計画的に進め、できるだけ抽出調査から全数調査にしていくべき。
- ・商工会議所、農漁協等と協力すべき。
- ・国の他の統計、所得税・社会保険料等と共通のIT化を進める必要がある。
- ・オンライン化を徹底的に進めるべし。
- ・オンライン化の目標値を定めるべし。
- ・オンライン化の早期実現。
- ・サンプル（標本）の適切な抽出方法の検討。

【改革案は妥当】

- ・調査コスト節減のためにオンラインの普及が効果的なことは間違いない。今や多くの人がPCやメールに親しんでいる。普及がなかなか進まない原因は、PC上に記入するルールが複雑で面倒になっていると想像できるので、この点の改良が必要不可欠だと思う。

厚生労働省省内事業仕分け（介護予防実態調査分析支援事業）
仕分け人（5名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 4人	0人	① 事業を廃止(平成23年度は実施しない)
	2人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	2人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【②国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる】

- ・ 極めて地域に密着した課題であり、介護保険料支払の節減に強いインセンティブをもっているはず。自治体に委ねるべきである。国はいかなる事業が、いかなるメカニズムを通じて、どの程度のコスト削減につながるのかを実証的に明らかにすることに努めるべきであろう。

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)】

- ・ モデル事業の費用と効果について、数値で表すこと。
- ・ 事業の定着化のために、モデル事業で「どのように展開すべきか」をより研究して下さい。そして、種々の事例を示すことが大切と思います。

【改革案は妥当】

- ・ この事業は妥当である。将来、家庭医（家庭保健師）が各家庭の健康に関わることが好ましい。その場合には、自治体の役割も変わるのではないか。

厚生労働省省内事業仕分け（住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業）
仕分け人（5名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 5人	1人	① 直ちに事業を廃止
	1人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	3人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 0人		

<具体的な意見>

【①直ちに事業を廃止】

- ・ 住宅手当に統合すべきである。リーマンショック直後の緊急事態も終息し、また、執行率も低いので、役割は終わったと考えられる。

【②事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止】

- ・ 資料に示されている他の貸付等制度で、今後は対応可能でありそう。

【⑥事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)】

- ・ 審査体制等の整備。
- ・ 予算の算出は、もっと厳密にすべし。「労金」及び「労信協」の活用は見直すべし。
- ・ 制度として必要だと思います。不正があるので「廃止」は発想として楽ですが、「貧困」だと思います。ずるい人間はどんな制度であってもぐり抜けるものです。それより、受給を受けた方への就職斡旋にもっともっと力を入れるべきと考えます。

厚生労働省省内事業仕分け（介護保険事業費補助金（介護保険制度運営推進費）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 認知症対策等総合支援事業

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	3人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
6人	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	3人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当	0人	

<具体的な意見>

【③国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる】

- 将来の交付金化、税源移譲を視野に入れて要件緩和などを時限を切って、早急に進めるべき。若年性認知症については、支援策自体の充実を急ぐべき。
- 医療と介護の連携を密にする必要があり、両者を県単位とするのか、市区町村単位とするのか、政治的判断が必要である。
- 地域によって、何が有効な対策かはそれぞれ違うはずであり、国がメニューをつくり、事業の内容に枠をはめること自体が誤りだと考える。自治体が自由に計画できる制度に変更した上で国の財政負担もあらためて検討したほうが良い。

【⑥事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)】

- 都道府県等に検討を任せるだけでなく、厚労省が積極的に現場に入り、100%実施に向け、具体的な計画を明確にたてるべき。
- (コールセンターについて)
場として、バックアップ機能として、認知症疾患治療センターとの連携を検討すべき。費用面の削減、執行率の向上にも貢献できると考える。
- (認知症ケア多職種共同研修・研究事業について)
都道府県・市町村独自の取り組みを支援できるよう、メニュー方式等も検討する必要があるのではないか。
- 地域でのサポートの重要性を体系的に作ってほしい。若年性の方は仕事もサポート。国の責任も大事。

○ 利用者負担額軽減制度

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	1人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	1人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる。 (具体的な実施主体:)
6人	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当	0人	

<具体的な意見>

【②事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止】

- 法人の責任をより明確に。

【③国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる】

- 補助金ではなく、法制化すべきである。

【⑥事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)】

- 法制化し、全国一律に実施すべき。
- 法定化すべし。
- 自治体によって、法人によって、軽減があるかないか異なるということは適切でない。厚労省も100%を目的としているのだから、きちんと法定化するべきものではないか。
- 措置から契約へ、サービス選択の自由を基本に開始された介護保険制度である。社会福祉法人の設置意義、役割から考え、全国一律で行うべきという側面は認めるが、選択のための情報提供が確実に行われるよう配慮すべき。

厚生労働省省内事業仕分け（非正規労働者対策事業）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 中小企業雇用安定化奨励金

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
5人	1人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）
	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【⑤国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）】

- ・ 企業の責任は大いにある。自治体もパート公務員が多くなっている。自治体が指導するのは大変難しいと思うが、範を示すべき。

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

- ・ 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・教育訓練のための施策の利用度を上げることが必要。
- ・ 労働者と企業とも調整して、目標設定（人数・年限）を明確にして計画が国民から見ても判り易くする必要がある。
- ・ 同一労働・同一賃金について、法整備を含めてさらに強力な施策をとらなければ、奨励金も効果を十分に上げないのではないか。1700万人全体に対しての目標を設定することが不可欠。
- ・ 事業実施の趣旨、行政の想いは伝わってくるが、事業者（企業）とのコミュニケーションがとられていないのではないか。その原因はなにかを精査した上で事業の再設計が必要。短時間労働者均衡待遇推進等助成金との整理・統合は理解できる。

【改革案は妥当】

- ・ 整理・統合は妥当

○ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金

改革案では不十分	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
5人	1人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）
	4人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【⑤国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる（具体的な実施主体：自治体＋民間）】

- ・ 労働界（正規社員）はワークシェアに消極的と感じる。多様な働き方を認めるべき。

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

- ・ 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・教育訓練のための施策の利用度を上げることが必要。
- ・ 中小企業雇用安定化奨励金と同じで、目標設定が必要。
- ・ 1700万人全体に対しての目標を設定することが不可欠。同一労働、同一賃金について、法整備を含めてさらに強力な施策をとった上で、必要な助成金のあり方を考える必要がある。
- ・ 中小企業雇用安定化奨励金との整理・統合は理解できる。企業側とのコミュニケーションを図り、推進してほしい。

【改革案は妥当】

- ・ 整理・統合は妥当

○ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

改革案では不十分 5人	0人	① 直ちに事業を廃止
	0人	② 事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後、事業を廃止
	0人	③ 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	0人	④ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	0人	⑤ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	5人	⑥ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の削減など)
改革案は妥当 1人		

<具体的な意見>

【⑥事業は継続するが更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)】

- ・ 他の均衡処遇の為の措置を組み合わせ、労働者の処遇の実態的な悪化を防止すべき。
- ・ 「奨励金」だけではなく、就業のための教育等を充実すべし。
- ・ 法の改正時の混乱の回避に最大限の努力を要する。
- ・ 18万人が派遣から直接雇用のパート・アルバイトに転換するだけにならないような取り組みが重要と考える。
- ・ 派遣を見直すことを最低条件とする。